

2021年12月23日

文化庁

文化経済・国際課文化芸術活動基盤強化室 御中

日本出版労働組合連合会

ユニオン出版ネットワーク(出版ネッツ)

執行委員長 樋口 聡

## 文化芸術分野の適正な契約関係構築に向けた検討会議に対する要望書

私たちは、出版・Web 関連で働くフリーランサーのユニオンです。ライター、編集者、校正者、デザイナー、イラストレーター、フォトグラファー、翻訳家、通訳、漫画家、漫画家アシスタント、Web 制作者、映像作家などが加入しています。貴検討会議の動向につきましては、私たちも注目をしているところです。

コロナ禍は、フリーランサーの無保護、無権利という以前からあった構造的問題を顕在化させました。とりわけ私たちを含む文化芸術分野に働く人たちは、多大な被害を受けています。フリーランサーの権利保護やセーフティネットの整備は喫緊の課題です。このような状況を踏まえ、貴検討会議において文化芸術分野に働くフリーランサーの権利保護(契約内容の明確化と適正化、実効確保)を図る指針が打ち出されることを願い、以下のことを要望します。

### 記

#### 1 貴検討会議の対象とする者について

貴検討会議の第1回会議資料4によれば、「本検討会議の対象とする契約」は、文化芸術の担い手である「芸術家等」が一方当事者となる契約であること、そして、「芸術家等」とは「文化芸術基本法第16条に列記されている者」となっています。

出版・Web 関連フリーランサーの多くは自らを「芸術家」とは呼びませんが、私たちは出版文化の担い手です。文化芸術基本法第12条には、「出版物等の普及を図るための支援」がうたわれています(出版活動には、電子出版やWeb 媒体によるものも含む)。このことから、私たち出版・Web 関連で働くフリーランサーも、貴検討会議の対象であることをご確認ください。

#### 2 契約内容について

出版・Web 関連フリーランサーは、さまざまなトラブルに見舞われます。出版ネッツでは「トラブル事例アンケート調査結果」報告(\*1)を出しています。ここに報告されているようなトラブルを未然に防ぐためには、次のような契約内容を契約書に盛り込むことが必要であると考えます。

##### (1) 契約解除・不更新について

1) 契約解除、不更新には「正当な理由」が必要であること

2) 3カ月前予告と、予告できない場合の補償

3) 「中途解約時の補償」と「発注取消し時のキャンセル料の支払い」

※詳しくは、「フリーランス・ガイドラインに解約規制を盛り込むことに関わる要請」参照（\*2）。

## （2）やり直しや追加作業について

○通常の範囲を超えたやり直しや追加作業には料金が発生することを明記する。

○やり直しや追加作業の代金を定めておくことが望ましいが、それが難しい場合には「修正・追加作業の代金については別途協議する」などと記載する。

## （3）著作権について

○発注内容に著作権が含まれる場合で、これの二次利用を許諾するときは、利用範囲や利用料を明記する。また、追加で利用する場合は、その都度著作権者に報告をし、利用料を支払うことを明記する。

○発注内容に著作権が含まれる場合で、これを譲渡するときは、制作物の報酬・代金とは別に譲渡対価を支払うこと、およびその金額を明記する。

## （4）ハラスメント防止について

○発注者企業のハラスメントに関する相談窓口の連絡先を明示する。

※参考：派遣労働者の「モデル就業条件明示書」の「苦情の処理・申出先」欄

## 3 適正化について

### （1）報酬等契約条件の適正化

○市場相場より明らかに低い報酬での発注（一方的決定）を行わないこと。

○作業量と作業時間とが明らかに見合わないような納期の設定（一方的決定）を行わないこと。

### （2）損害賠償について

○受注者だけでなく発注者にも過失・責任（監督・検査責任を含め）がある場合、あるいは軽微なミスである場合は、受注者に損害賠償を請求しないこと。

○受注者に重大なミスがあり、発注者から損害賠償を求められる場合にも、賠償額は請負代金の額を上限とすること。

### （3）ハラスメント防止について

○ハラスメント防止関連法（男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法）の指針に定められている事業主の雇用管理上の措置の対象にフリーランサーを加えること。

○2019年9月9日に、日本俳優連合、フリーランス協会、日本マスコミ文化情報労組会議（通称：MIC）フリーランス連絡会の3団体が厚生労働省に提出した「ハラスメント防止対策等に関する要望書」（\*3）の各項目を、可能なところから実施すること。

### （4）就労環境の整備について

#### 1) 安全衛生について

ハラスメント防止を含む安全衛生については、①発注者側に安全配慮義務があること

を原則としたうえで、受注者側には安全配慮に伴う指示に従う義務があること、②危険が及ぶ指示については拒否権があること、③拒否したことによる不利益取り扱いを受けないこと、を周知すること。

2) メンタルヘルスについて

メンタルヘルスケアの相談窓口を設けること。

3) 妊娠・出産、育児、介護と仕事との両立について

○妊娠・出産、育児や介護と仕事との両立について配慮すること。

○妊娠・出産、育児、介護等を理由とする不利益取り扱いを禁止すること。

○適切な（所得保障のある）休憩や休暇・休業を保障すること。休業後の状態や本人の希望に合わせ、仕事を続けられるような配慮をすること。

(5) 労働者性の判断について

○労働者性の判断に際しては、現代の労働者の働き方の実態に鑑みて、判断要素を緩く解釈すること。

○セーフティネットを含め、フリーランサーが安心して働ける環境を整備するには、労働者性の拡大が必要だと思われる。「労基法上の労働者性の判断基準」の見直しに、早急に着手すること。

以上

(※1) 出版ネッツ公式サイトからダウンロードできる。

<https://newwebtest.union-nets.org/wp-content/uploads/2021/10/211012%E3%80%80%E3%83%88%E3%83%A9%E3%83%96%E3%83%AB%E4%BA%8B%E4%BE%8B%E3%82%A2%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%83%88%E5%A0%B1%E5%91%8A.pdf>

(※2) 出版ネッツ公式サイトからダウンロードできる。

[https://newwebtest.union-nets.org/wp-content/uploads/2021/09/guideline\\_yousei\\_2021\\_0916.pdf](https://newwebtest.union-nets.org/wp-content/uploads/2021/09/guideline_yousei_2021_0916.pdf)

(※3) <https://blog.freelance-jp.org/20190910-5309/>

【連絡先】TEL:03-3816-2911(出版労連気付)

e-mail : [info@union-nets.org](mailto:info@union-nets.org)